

(4) 学長選考・監察会議

① 設置の趣旨（目的）及び組織

ア 組織設置の趣旨（目的）

学長選考・監察会議は、国立大学法人法第12条第2項に則り整備された国立大学法人上越教育大学学長選考・監察会議規則に基づき、次のとおり学長の選考等に関する事項を審議する。

- i) 学長選考基準の作成等に関する事項
- ii) 学長候補者の選考に関する事項
- iii) 学長の任期に関する事項
- iv) 学長の業務執行状況の確認に関する事項
- v) 学長の解任に関する事項
- vi) その他学長の選考等に関する事項

イ 組織の構成及び構成員等

学長選考・監察会議は、経営協議会の学外委員から選出された委員3人及び教育研究評議会から選出された委員3人（学長及び理事である評議員を除く。）で組織されている。

② 運営・活動の状況

ア 委員会等の開催状況

令和4年度は、3回（第55回～第57回）開催した。

イ 審議された主な事項

審議事項は、①議長の選出、②議長の職務を代行する者の指名、③「国立大学法人上越教育大学学長の業務執行状況の確認について」の一部改正、④学長選考手続の見直し、⑤学長の業務執行状況の確認等であった。

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

学長選考に係る今後の検討課題である「意向聴取の在り方」及び「学長の任期」に関して重点的に検討を行い、「学長の任期」を見直すこととした。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

今後は、令和7年3月31日任期満了に伴う学長選考について準備を行う必要がある。